

令和4(2022)年度

事業概要

栃木県県北家畜保健衛生所

目 次

I	県北家畜保健衛生所の概要	
1	沿革	1
2	所在地	1
3	案内図	1
4	組織及び業務内容	2
5	管内の概要	3
II	令和4年度事業実施状況	
1	家畜伝染病予防事業	
(1)	主な検査と対象家畜	5
(2)	主な検診・検査等の概要	6
(3)	家畜伝染病予防法第5条に基づく検査	7
(4)	家畜伝染病予防法第6条に基づく予防接種	9
(5)	家畜伝染病予防法第51条に基づく検査	10
(6)	その他の検査	12
(7)	病性鑑定	14
2	家畜衛生対策事業	
(1)	監視体制整備対策	15
(2)	危機管理体制整備対策	15
(3)	家畜衛生対策による生産性向上推進対策	15
(4)	畜産物安全性確保対策	16
3	その他の事業	
(1)	医薬品医療機器等法関連	17
(2)	獣医師法、獣医療法関連	17
(3)	家畜改良増殖法関連	18
(4)	その他	18
III	家畜保健衛生業績発表会集録	
1	特定家畜伝染病発生に備えた適正な埋却地確保への取組	20
	[参考資料]	
	・管内における監視伝染病発生状況	27
	・死亡牛BSE検査状況	27
	・管内の年別監視伝染病発生状況	28
	・管内市町別家畜飼養戸数、飼養頭羽数	30
	・管内動物用医薬品等製造業・販売業等許可状況	31
	・管内飼育動物診療施設開設状況	31
	・管内家畜人工授精所開設状況	31
	・家畜の主な伝染性疾病	32

日頃から、当所事業に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年の畜産を取り巻く情勢は、気候変動に伴う自然災害の発生や従事者の高齢化と担い手の減少など、厳しい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染拡大及び長期化による消費の低迷やロシアのウクライナ侵攻の影響から、資材・飼料・肥料及び燃料などの価格が高騰し、生産者の利益を大幅に圧迫しています。

この様な中、令和4年度における管内の家畜衛生の状況では、7月に那須烏山市の1養豚場（約56,000頭）で県内4例目となる豚熱が確認され、国内最大規模の発生となりました。関係機関及び団体の皆様からの御支援や御協力（延べ17,483名）など多大なる御尽力を賜り、無事に防疫措置を完了させることができました。改めまして深く感謝申し上げます。栃木県では、豚熱対策として、①予防的ワクチンの適期接種、②飼養衛生管理基準の遵守、③野生イノシシ対策の3本柱で取り組んで参りました。その中で①のワクチン接種については、知事認定獣医師制度に加え、今年度からは登録飼養衛生管理者制度を導入したことで、抗体の空白期間を最小限にする対策が図られました。なお、野生イノシシは毎年3月から4月にかけて親離れや繁殖時期により活動が活発となり、感染の拡大が懸念される時期となっております。農家、関係機関及び団体の皆様には、今年度も引き続き迅速な情報提供と注意喚起を継続して発信し、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んで参ります。

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）については、昨年10月に岡山県の養鶏場で1例目が確認されて以来、今年の4月まで26道県84事例、殺処分約1,771万羽と過去最大の発生となりました。県内養鶏場での発生はありませんが、死亡野鳥7事例からHPAIの遺伝子が検出されており、予断を許さない状況です。渡り鳥にとって今の季節が、まさに「北帰行」となり、行動が活発になっているため、農家の緊張感も高まっています。先シーズンは5月まで北海道及び東北地方等で野鳥（特にハシブトガラス）から本ウイルスが検出されていたことから、当所では、注意喚起と石灰散布等の防疫対策や飼養衛生管理基準の遵守指導を強化し、最大限の警戒と緊張感をもって発生予防に取り組んでおります。

一方、重点事業の1つである慢性疾病対策では、牛については、牛伝染性リンパ腫の清浄化に向けて取り組む農家戸数が増加傾向にあり、本病清浄化に対する意識の向上が農家や関係団体にも浸透してきましたので、今後も更に推進したいと考えています。また、牛ウイルス性下痢対策では、大規模農場と定期検査対象農場を中心に検査を実施し摘発淘汰を実施しています。さらに豚では、豚繁殖・呼吸障害症候群対策として、企業養豚を中心に研修会を重ね、得られた知見を管内の養豚農家の生産性向上のため普及指導に努めて参りました。これらの対策により家畜の損耗防止、強いては本県畜産の生産性の向上に繋がるよう努めて参ります。

最後になりますが、このたび令和4年度の業務実施状況を「事業概要」として取りまとめましたので、御活用いただければ幸いです。

令和5年4月

栃木県県北家畜保健衛生所
所長 宇佐美 佳秀

I 県北家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和24年 8月 1日 川西家畜保健所を旧川西町(現大田原市)に設置
- 昭和24年 8月 5日 野崎家畜保健所を旧野崎村(現大田原市)に設置
- 昭和25年 9月 1日 家畜保健衛生所法の施行により川西及び野崎家畜保健衛生所と改称
- 昭和26年 3月 31日 氏家家畜保健衛生所を旧氏家町(現さくら市)に設置
- 昭和28年 3月 31日 野崎家畜保健衛生所を狩野家畜保健衛生所と改称し、狩野村(現那須塩原市)に移転
- 昭和29年 8月 16日 那須家畜保健衛生所を那須町に設置
- 昭和41年 4月 1日 川西、狩野、那須家畜保健衛生所を西那須野家畜保健衛生所として整備統合、那須家畜保健衛生所を那須支所と改称、川西家畜保健衛生所を廃止
- 昭和42年 3月 31日 西那須野町(現那須塩原市)狩野に新築移転
- 昭和46年 4月 1日 那須支所を廃止し、検査課を新設
- 昭和55年 4月 1日 西那須野町(現那須塩原市)緑に新築移転
- 平成12年 4月 1日 氏家家畜保健衛生所管内の那須郡4町(現那須烏山市、那珂川町)を管内に組み入れ、県北家畜保健衛生所と改称、氏家家畜保健衛生所を廃止
- 平成15年 4月 1日 県北家畜保健衛生所附属検査施設を県酪農試験場(現畜産酪農研究センター)敷地内に新設
- 令和2年 2月 25日 現在地に新設移転

2 所在地

〔県北家畜保健衛生所〕

〒329-2713 栃木県那須塩原市千本松800-3

TEL 0287-36-0314 FAX 0287-37-4825

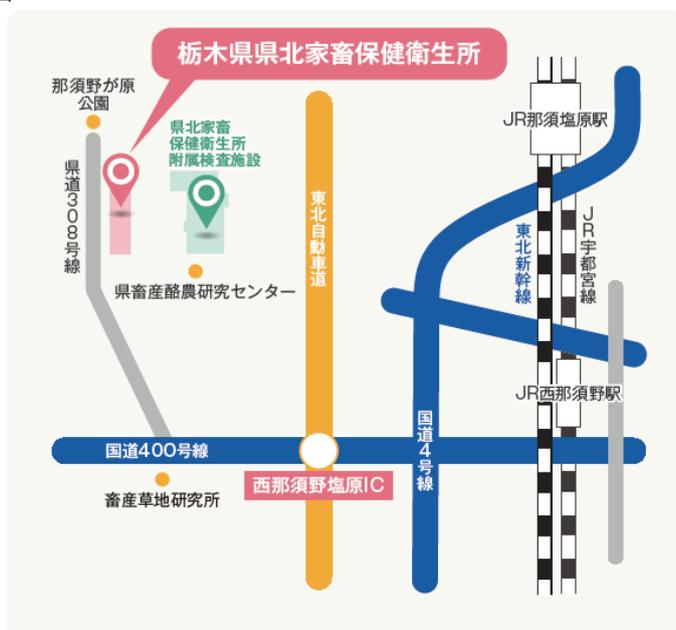
〔県北家畜保健衛生所附属検査施設〕

〒329-2747 栃木県那須塩原市千本松298-24

TEL 0287-37-7212 FAX 0287-39-7202

3 案内図

◇総合案内図



◇ 県北家畜保健衛生所及び県北家畜保健衛生所附属施設案内図



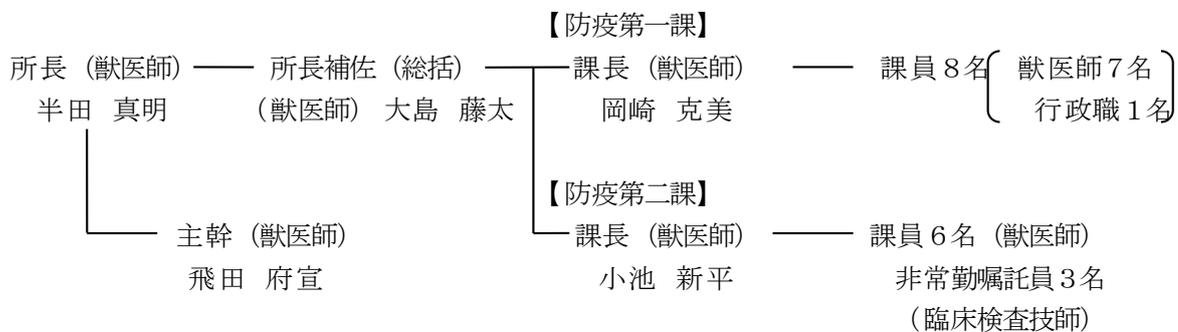
4 組織及び業務内容

県北家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）に基づき、栃木県行政機関設置条例（昭和39年3月条例第1号）により、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資することを目的に設置されている。

(1) 組織（令和4年4月1日現在）

〔人員〕 21名（獣医師18名、行政職1名）

〔職員構成〕



(2) 業務内容

ア 防疫第一課

- ・ 所内庶務に関すること
- ・ 施設等管理に関すること
- ・ 家畜伝染病予防事業の総括に関すること
- ・ 特定家畜伝染病に関すること
- ・ 飼養衛生管理基準に関すること
- ・ 定期報告に関すること
- ・ 病性鑑定に関すること
- ・ IT化に関すること
- ・ 情報発信・収集・報告に関すること
- ・ 家畜衛生の普及・啓発及び相談に関すること
- ・ 検査精度管理（信頼性確保）に関すること
- ・ 備蓄資材の管理に関すること
- ・ 死亡牛のBSE検査に関すること
- ・ 畜産環境対策に関すること

イ 防疫第二課

- ・ 家畜伝染病予防事業に関すること
- ・ 家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の防疫に関すること
- ・ 慢性疾病対策に関すること
- ・ 牧野衛生に関すること
- ・ 放牧予定牛に関すること
- ・ 輸出入検査に関すること
- ・ 家畜自衛防疫指導に関すること
- ・ 家畜衛生対策事業の総括に関すること
- ・ 畜産物安全性向上対策事業に関すること
- ・ 医薬品医療機器等法に関すること
- ・ 獣医師法及び獣医療法に関すること
- ・ 家畜改良増殖法に関すること
- ・ 削蹄師、装蹄師及び家畜商に関すること
- ・ 検査精度管理（検査部門）に関すること
- ・ 毒劇物の管理に関すること

5 管内の概要

(1) 特色

栃木県の北部に位置し、本県畜産の主産地である那須地域の3市2町を管轄区域としている。北は福島県、東は茨城県に隣接していることから、県境における防疫にも留意しながら事業を実施している。

ア 乳用牛は、飼養戸数が県内の約69%、飼養頭数が約74%を占めており、本州一の酪農地帯である那須塩原市を中心に、本県酪農の中核を担っている。飼養戸数が減少傾向にある一方で大規模化が進んでいる。

イ 肉用牛は、飼養戸数が県内の約57%、飼養頭数が約54%を占めている。那須塩原市、那須町を中心に黒毛和種繁殖雌牛の飼養頭数が多く、県内の主要な繁殖地帯となっており、矢板家畜市場への出荷頭数も多く、他の市場に比較して受精卵産子の割合が高いため、全国的

にも和牛生産基地として有名である。また、肥育技術も優れており、とちぎ和牛をはじめ、高品質な肥育牛の産地として、市場の評価も高い。

ウ 豚は、飼養戸数が県内の約38%、飼養頭数が約63%を占め、大規模な企業経営の農場が多い。

エ 鶏は、採卵鶏の飼養戸数が県内の約23%、飼養羽数が約38%であるが、県内最大規模の農場がある。肉用鶏は飼養戸数が県内の約38%、飼養羽数が約23%である。

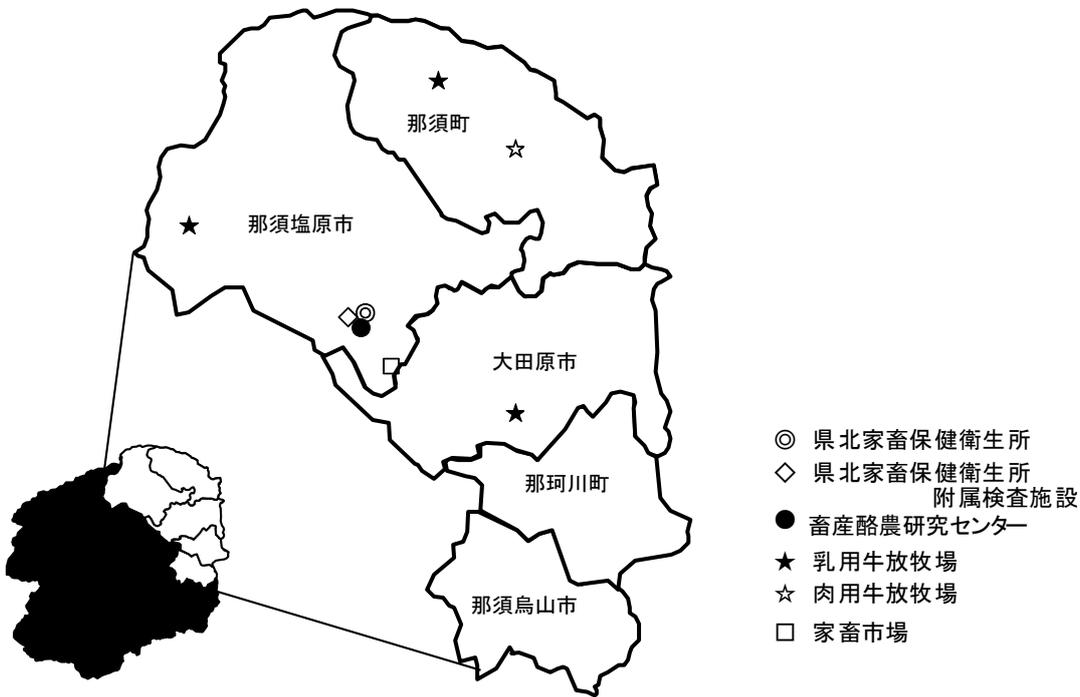
オ 馬は、飼養戸数が35戸で県内の約44%、飼養頭数が389頭で県内の約38%で、競走馬、乗用馬及び観光施設での展示用馬等が飼養されている。

カ 蜜蜂は、飼養戸数が78戸で県内の約3割、飼養群数が2,216群で県内の約2割が飼養され採蜜や施設園芸に利用されているが、近年は趣味的な少群飼養者が増えている。

(2) 管内の家畜飼養頭羽数 (R4. 2.1 現在、家保調べ)

畜種	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
戸数	403戸	439戸	56戸	56戸	8戸
頭羽数	41,447頭	45,529頭	231,061頭	2,490,357羽	84,811羽

(3) 図



II 令和4年度事業実施状況

食品の安全・安心への関心が高まる中、更に、畜産経営の大規模化、豚熱及び口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生や海外からの家畜伝染病侵入の危険性が増大する等、畜産情勢が変化する中で、安全な畜産物の供給と畜産経営の安定を図るためには、家畜衛生対策を適切かつ円滑に推進することが重要である。

家畜保健衛生所では、家畜伝染病の発生予防と家畜疾病による損耗を防止するための予防衛生対策を講じるとともに、生産段階における家畜の飼養衛生管理基準遵守の徹底を推進するなど、状況の変化に的確に対応しながら各種事業を実施している。

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号 以下「予防法」）の規定に基づき、家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の発生とまん延を防止し、家畜飼養者をはじめ、獣医師、市町、関係団体等と連携し家畜防疫体制の強化を図る。

(1) 主な検査と対象家畜

予防法第5条の規定に基づく発生予防又は発生予察のため、主に以下の検査を実施した。

ア ヨーネ病

(ア) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びその同居牛

(イ) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛

イ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

100羽以上鶏を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が選定した農場で飼養されている鶏

ウ 腐蛆病

管内に飼育されている蜜蜂であって、家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂

エ 牛のアカバネ病、ブルータング

未越夏でワクチンを接種していない牛

その他、公共牧場に放牧された乳用牛に対する定期的な衛生検査(臨床検査、血液検査、寄生虫検査、牛体消毒等)、養豚場の清浄度を確認・維持するための豚熱、オーエスキー病等の検査、監視伝染病の疑いのある家畜及び不明疾病に対する病性鑑定等を実施した。

(2) 主な検診・検査等の概要

事業名	区分	実績 (頭羽群数)	検査結果(頭羽群数)			備考
			陰性	疑陽性	陽性	
検診・検査	牛のブルセラ症	23	23	0	0	告示 22頭 告示外 1頭
	牛の結核	23	23	0	0	告示 22頭 告示外 1頭
	牛のヨーネ病	17,053	17,045	0	8	告示 7,767頭 告示外 9,294頭
	ピロプラズマ症	1,289	1,254	0	35	放牧予定牛 1,119頭 放牧牛 170頭
	EBL (牛伝染性リンパ腫)	5,392	4,214	0	1,178	抗体検査 4,948頭 遺伝子検査 444頭
	牛ウイルス性下痢(BVD)	11,892	11,887	0	5	抗体検査 4,519頭 遺伝子検査 7,373頭
	アカバネ病	54	54	0	0	告示 54頭
	ブルータング	30	30	0	0	告示 30頭
	牛伝染性疾病検査	186,038	186,038	0	0	延べ頭数
	牛海綿状脳症(採材業務)	452	452	0	0	告示 445頭 告示外 7頭
	馬伝染性疾病検査	28	28	0	0	馬インフルエンザ等
	豚熱	3,381	559	232	2,590	免疫付与状況確認検査
	オーエスキー病	738	738	0	0	抗体検査
	PRRS (豚繁殖・呼吸障害症候群)	1,983	613	0	1,370	抗体検査 1,947頭 遺伝子検査 23検体 遺伝子解析 13検体
	豚伝染性疾病検査	720,982	720,982	0	0	
	高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ	430	430	0	0	告示 360羽 告示外 70羽
	鶏伝染性疾病検査	2,627,850	2,627,850	0	0	鳥インフルエンザ、ニューカッスル病等
	腐蛆病	875	875	0	0	告示 778群 告示外 97群
その他	着地検査	0	0	0	0	R4年度実績無し

(3) 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査

ア 乳用雌牛のヨーネ病検査

※平成27年度から管内を5つの地域に区分し、5年で1巡するように実施

同居の肉用繁殖雌牛も同時に実施

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
検査戸数	18	34	5	27	1	85
検査頭数	791	1,939	399	1,992	28	5,149
肉用牛	53	38	0	225	0	316

【検査成績】全頭陰性

※肉用牛農場で飼養されている乳用牛

イ 肉用雌牛のヨーネ病検査（酪農家の飼養牛を除く）

※平成27年度から管内を5つの地域に区分し、5年で1巡するように実施

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
検査戸数	0	0	0	73	0	73
検査頭数	0	0	0	1,202	0	1,202

【検査成績】全頭陰性

ウ 放牧予定牛のヨーネ病検査

※公共牧場に入牧予定の乳用育成牛を検査

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
検査戸数	19	33	5	12	2	71
検査頭数	138	521	68	324	41	1,092

【検査成績】全頭陰性

エ 種畜（種雄牛）のヨーネ病検査

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
検査戸数	1	0	0	1	0	2
検査頭数	4	0	0	4	0	8

【検査成績】全頭陰性

オ 死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査（法第5条に基づく検査）

管内市町及び県内・種類別の搬入状況

市町	乳用牛		肉用牛		総計
	ホルスタイン種	その他	黒毛和種	交雑種	
大田原市	25	0	13	0	38
那須塩原市	145	0	28	0	173
那須烏山市	5	0	10	0	15
那須町	28	0	22	0	50
那珂川町	5	0	7	0	12
管内合計	208	0	80	0	288
県内合計	283	1	160	1	445

【検査成績】全頭陰性

カ アルボウイルス感染症サーベイランス

病名	戸数	頭数	6月		11月	
			<2	2≦	<2	2≦
アカバネ病検査 (抗体)	9	27	<2	2≦	<2	2≦
			24	3	27	0
ブルータンク検査 (遺伝子)	9	27	-	+	-	+
			3	0	27	0

※ 大田原市2戸、那須塩原市3戸、那須烏山市1戸、那須町2戸、那珂川町1戸で実施

キ 蜜蜂の腐蛆病検査

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
検査戸数	6	9	4	2	5	26
検査群数	168	442	71	29	68	778

【検査成績】 全例陰性

ク 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(ア) 定点モニタリング検査

毎月1回、管内の3農場において、6週齢以上の鶏10羽のウイルス分離検査と血清抗体検査を実施した（ウイルス分離検査は県央家畜保健衛生所家畜衛生研究部で実施）。

対象農場	検査内容	検査成績
3戸 (那須塩原市、那須烏山市、 那須町)	ウイルス分離 (気管スワブ、クロアカスワブ) 血清抗体検査	全例陰性

(イ) 強化モニタリング検査

10月から3月にかけて、管内5農場の鶏各10羽について、各農場1回血清抗体検査を実施した。

対象農場	検査成績
5戸 (大田原市1戸、那須烏山市1戸、 那須町1戸、那珂川町2戸)	全例陰性

(4) 家畜伝染病予防法第6条に基づく予防接種

ア 放牧予定牛におけるワクチン接種

牧場での感染症予防を目的として、放牧予定牛を対象として、入牧前にワクチン接種を実施している。

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	合計
接種農場数 (実数)	26	56	7	18	2	109
接種農場数 (延数)	64	186	17	62	13	342
接種頭数 (実数)	173	829	78	362	42	1,484
接種頭数 (延数)	173	829	78	362	42	1,484

イ 豚熱ワクチン接種

豚熱の発生予防のため、管内養豚農場を対象として、離乳豚及び繁殖豚に継続的にワクチン接種を実施している。

市町	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	合計
接種農場数 (実数)	5	13	4	15	4	41
接種農場数 (延数)	168	368	83	394	35	1,048
接種頭数 (実数)	91,003	102,797	83,716	233,097	3,536	514,149
接種頭数 (延数)	91,003	102,797	83,716	233,097	3,536	514,149

(5) 家畜伝染病予防法第51条に基づく検査

ア 牛のヨーネ病検査

牛のヨーネ病防疫対策要領に基づくカテゴリーⅡ農場において、清浄化推進のための検査を実施した。

対象農場戸数	検査検体数		検査成績
	抗体検査	リアルタイムPCR検査 (環境材料を含む)	
4戸 (大田原市1戸、那須塩原市3戸)	3,882	2,782	患者8頭を摘発

清浄性が確認された農場：1戸(那須塩原市1戸)

イ 牛伝染性リンパ腫

抗体検査及び遺伝子検査により農場及び公共牧場の浸潤状況を調査し、衛生指導を実施した。

検査方法	検査頭数	陽性頭数	陰性頭数
抗体検査	4,948	805	4,143
遺伝子検査	444	373	71

ウ 牛ウイルス性下痢(BVD)

抗原・抗体検査及び遺伝子検査により農場の浸潤状況を調査し、衛生指導を実施した。

検査方法	検査頭数	陽性頭数	陰性頭数
中和抗体検査	243	225	18
ウイルス分離	290	10	280
遺伝子検査	7,373	10	7,363
抗原エライザ検査	4,169	2	4,167

(実頭数)

エ 豚熱(CSF)

豚熱ワクチンの免疫付与状況確認のために抗体検査を実施した。

検査戸数	検査頭数	検査成績
40	3,381	+ : 2,590 ± : 232 - : 559

オ オーエスキー病

清浄化対策推進のために抗体検査を実施した。

検査戸数	検査頭数	野外抗体 陽性頭数	野外抗体 疑陽性頭数	野外抗体 陰性頭数
22	738	0	0	738

カ PRRS(豚繁殖・呼吸障害症候群)

抗体検査により農場の浸潤状況を調査し衛生指導を実施した。

検査戸数	検査頭数	陽性頭数	陰性頭数
40	1,947	1,344	603

キ ニューカッスル病

抗体検査結果をもとに適切なワクチン接種を指導した。

戸数(延)	羽数	抗体陽性羽数	抗体陰性羽数
31	310	224	86

ク 鶏マイコプラズマ病

抗体検査により農場の浸潤状況を調査し、衛生指導を実施した。

病原体名	検査戸数(延)	検査羽数	陽性羽数	疑似羽数	陰性羽数
マイコプラズマ・ガリセプ・チム	14	140	57	0	83
マイコプラズマ・シルビエ	14	140	73	0	67

ケ 施設園芸用蜜蜂の腐蛆病検査

イチゴハウスで受粉に利用される蜜蜂の検査を実施するとともに、飼養者に対し衛生指導を実施した。

検査戸数	検査群数	検査成績
15戸 (那須烏山市2戸、那珂川町13戸)	97	全群陰性

(6) その他の検査

ア 放牧予定牛の検査 (※)

放牧場での伝染性疾病のまん延防止のため、放牧予定牛について各種検査を実施した。

病名	検査頭数	陽性頭数	陰性頭数
EBL(牛伝染性リンパ腫)	1,177	258	919
ピロプラズマ症	1,119	31	1,088
BVD(牛ウイルス性下痢)	1,435	0	1,435

※県内・県外予定牛両方

イ 放牧牛衛生検査

管内3か所の公共放牧場において、定期的に放牧牛の衛生検査を行い、各種疾病の早期発見及び早期治療に努めた。

(ア) 放牧状況

区分	大野放牧場 (大田原市)		那須町共同利用模範牧場 (那須塩原市)	
	乳用牛	肉用牛	乳用牛	
EBL対策	EBL陰性牧区	EBL陰性牧区	EBL陰性牧区	EBL陽性牧区
放牧期間	R4.4.26～ R4.11.4	R4.5.13～ R4.10.11	R4.5.1～ R4.10.31	R4.4.21～ R4.10.30
放牧頭数	24	32	383	35
衛生検査回数	9	6	6	
主な疾病	乳頭腫		真菌症、光線過敏症 乳頭腫、趾間腐爛	
備考			周年預託牛あり	

※八郎ヶ原放牧場(休牧中)

(イ) 衛生検査検査成績

a ピロプラズマ症

(陽性頭数/検査頭数)

牧場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
大野放牧場	0/20	0/20	3/20	1/11	—	—	1/10
那須模範牧場	—	1/30	0/40	0/19	—	—	0/20

b 牛肺虫症

(陽性頭数/検査頭数)

牧場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
大野放牧場	—	—	—	—	—	—	—
那須模範牧場	—	—	—	—	—	—	—

豚熱発生のため、令和4年度は未実施

ウ 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

管内の家きん100羽以上（だちょうは10羽以上）を飼養する農場から毎月1回、1か月の死亡羽数及び産卵率の報告を求めた。

(イ) 豚熱のまん延防止

豚熱発生農場から半径10km圏内に含まれる豚及びいのしし飼養農場から、患畜確認時から防疫措置完了まで、毎日、死亡頭数及び疾病状況の報告を求めた。また、疫学関連家畜飼養農場として豚熱に関する防疫指針に基づき搬出制限が告示された農場は、搬出制限期間、毎日、死亡頭数及び疾病状況の報告を求めた。

(7) 病性鑑定

原因不明の疾病について、獣医師や飼養者からの依頼により、原因究明の検査及び防除のための衛生指導を実施した。

ア 市町別の病性鑑定件数及び頭羽数（総件数：延べ 165 件 総頭羽数：延べ332 頭羽）

畜種	大田原市		那須塩原市		那須烏山市		那須町		那珂川町		計	
	件数	頭羽数	件数	頭羽数	件数	頭羽数	件数	頭羽数	件数	頭羽数	件数	頭羽数
乳用牛	8	16	44	94	5	6	7	8	1	16	65	140
肉用牛	17	25	46	65	2	7	19	33	6	8	90	138
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	1	1	1	12	3	20	1	3	0	0	6	36
緬山羊	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
鶏	0	0	2	16	0	0	0	0	0	0	2	16
その他*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計**	26	42	95	189	10	33	27	44	7	24	165	332

*その他：牛、馬、豚、緬山羊、鶏以外の家畜、又は環境材料 等

**計：複数畜種を検査した場合、別々に計上（重複3件）

イ 市町別の病性鑑定検査材料別の検体数

（総検体数：415 検体）

検査材料	大田原市	那須塩原市	那須烏山市	那須町	那珂川町	計
糞便	28	105	3	31	20	187
死体及び生体	3	29	12	6	2	52
血液	17	67	29	11	20	144
その他*	9	23	0	0	0	32
計	57	224	44	48	42	415

*その他：鼻腔拭い液、敷料、環境ふきとり等

【令和4年度の病性鑑定で診断された主な疾病】

下表に示すように、様々な疾病が確認されました。（下線は監視伝染病を示す）

畜種	症状	疾病名
牛	下痢症	牛ロタウイルス病、牛コロナウイルス病、牛エンテロウイルスによる下痢 牛大腸菌症、クリプトスポリジウム症、牛コクシジウム症、牛トロウイルス病
	呼吸器病	牛コロナウイルス病、牛パストツレラ症、牛マンヘミア症、牛呼吸器病候群
	その他	<u>牛伝染性リンパ腫</u> 、クロストリジウム属菌による突然死、腹膜炎、細菌性胎盤炎
豚	死亡数増加	<u>豚熱</u> 、サルモネラ症、浮腫病、豚コクシジウム症
鶏	死亡数増加	鶏コクシジウム症、 <u>伝染性喉頭気管炎</u>

2 家畜衛生対策事業

消費・安全対策交付金事業を活用し、各種調査及び衛生指導を実施し、家畜の生産性の向上及び安全で高品質な畜産物の安定供給を図る。

(1) 監視体制整備対策

ア 家畜伝染病防疫対応強化事業

飼養衛生管理の向上を図るため、家畜飼養者等に対する衛生管理指導を実施した。

実施内容	実施戸数	備考
衛生管理指導	229	乳用牛55戸、肉用牛89戸、豚56戸、鶏29戸

イ 家畜衛生関連情報整備対策事業

畜産農家からの情報や病性鑑定成績を基に、家畜衛生に関する対策及び疾病の発生状況等の情報を収集・分析し報告及び農家への情報提供をした。

区分	実施件(回)数	備考
情報の収集	161件	家畜飼養農家の病性鑑定成績等から得た情報の調査・分析
家畜衛生情報提供	117回	家畜衛生に関する対策及び疾病の発生状況等の報告

(2) 危機管理体制整備対策

ア まん延防止円滑化対策事業

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫等の防疫対策を推進するため、農家、市町担当職員、農協等職員、開業獣医師等を対象に、連絡会議及び防疫演習を開催した。

病名	回数	内容
高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫	3	防疫演習、連絡会議

(3) 家畜衛生対策による生産性向上推進対策

ア 家畜生産性低下疾病低減事業

飼養形態の多様化に伴い、混合感染症、不顕性に経過する慢性疾病等の発生が増加し、経済的損失が問題となっていることから、これら生産性を阻害する疾病群について、その発生動向を把握するための調査及び防除指導を実施した。

畜種	調査対象疾病	調査戸数	調査頭羽数
牛	牛伝染性リンパ腫	1	119
鶏	伝染性喉頭気管炎	1	10,256

(4) 畜産物安全性確保対策

ア 生産衛生管理体制整備事業

食品の安全性確保手法として優れたHACCP（危害分析重要管理点）方式を家畜の生産段階に導入し、農家における安全性確保体制を整備するため、調査・検査及び指導を実施した。

畜種	対象農場数	指導回数	備考
牛	8(4戸)	7	・ 定期的運用確認の指導 ・ 一般衛生管理プログラムについての指導 ・ 教育訓練、内部検証
豚	2	13	

イ 動物用医薬品危機管理対策事業

(ア) 動物用医薬品使用実態調査

動物用医薬品の畜産物への残留防止を図るため、獣医師からの指示書に基づく動物用医薬品の使用者に対し、指示書の確認、使用状況等の確認及び適正使用に係る指導を実施した。

対象農場	戸数	結果
肉用牛	2	適正
養豚	2	適正

(イ) 薬剤耐性菌の発現状況調査

抗菌剤の人と動物の健康に対するリスク分析の基礎資料を得ることを目的とし、薬剤耐性菌の発現状況調査を実施した。

対象細菌	対象菌株数	対象家畜
サルモネラ菌	4	牛
黄色ブドウ球菌	3	牛

3 その他の事業

(1) 医薬品医療機器等法関連

飼育動物の疾病予防・治療等に用いられる動物用医薬品等が、適正に製造、販売及び使用されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、製造業等の申請受付業務、販売業許認可業務及び監視・指導を実施した。

ア 動物用生物学的製剤国家検定業務

検定抜き取り回数	解封回数
14	0

イ 動物用医薬品等販売業許認可業務

区分	新規	更新	許可証書換交付	許可証再交付	廃止
店舗販売業	0	0	0	0	2
卸売販売業	1	0	0	0	0
特例店舗販売業	3	15	10	0	3
再生医療等製品販売業	0	0	0	0	0
高度管理医療機器販売業	0	0	0	0	0
管理医療機器販売業 (届出)	0	—	—	—	0
計	5	15	10	0	5

ウ 動物用医薬品等販売業立入調査

販売業者店舗数	立入検査・指導実施店舗数
64	21

(2) 獣医師法、獣医療法関連

適正な獣医療の提供を確保するため、獣医師法（昭和26年法律第186号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）の規定に基づき、診療施設関連届出の受理、診療施設に対する立入調査を行った。

ア 診療施設届出状況

（令和4年3月31日現在）

届出区分	産業動物	小動物	計
開設	6	1	7
休止	1	0	1
廃止	5	0	5

※産業動物と小動物の両方を診療する施設は、産業動物に区分

イ 診療施設立入調査

診療施設数	調査件数	内容
95	21	構造設備、診療簿の記載及び保管、劇毒薬保管状況等

(3) 家畜改良増殖法関連

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の規定に基づき、適正な家畜の改良・増殖の促進を目的に、種雄畜について、繁殖障害、伝染性疾病及び遺伝性疾患の検査を実施した。また、家畜人工授精業務の適正確保を目的に、家畜人工授精師免許証の交付、家畜人工授精所の開設の許可及び家畜人工授精師に対する立入調査を実施した。

ア 種畜検査

畜種	戸数	頭数
牛	2	8
豚	2	28
馬	1	1
計	5	37

イ 家畜人工授精師免許証の交付

区分	新規交付件数	再交付件数	書換交付件数
家畜人工授精師免許証の交付	10	1	1

ウ 家畜人工授精所の開設の許可

区分	開設の許可	廃止	現在開設数
家畜人工授精所の開設	7	1	102

エ 家畜人工授精師等立入調査

件数	指導内容	備考
43	家畜人工授精簿の記入及び保管等	獣医師20名、家畜人工授精師23名

(4) その他

ア ビタミン検査

高品質牛肉生産のための肥育技術のひとつであるビタミンAコントロールに関連し、農家等の依頼に基づき肥育牛の血中ビタミン濃度を検査した。

検査件数	検査頭数
22	251

イ 乳汁検査

乳房炎による損耗防止のため、獣医師及び農家の依頼に基づき、乳房炎発症牛の乳汁について、細菌分離検査及び有効薬剤の選択のため分離菌の薬剤感受性検査を実施した。

検査件数	検体数
53	140

ウ 肉用牛繁殖基盤強化事業

繁殖基盤を強化するため、県及び関係団体で構成する支援チームによるモデル農家への指導を実施した。

対象農場数	備考
3戸（大田原市1戸、那珂川町2戸）	半年に1回程度巡回指導

エ 放射性物質検査

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、管内で生産される畜産物の安全・安心を確保するため、放射性セシウム検査用の検体採取を行った。

区分	検体数	結果	備考
採血	2	基準値以下	出荷前検査

オ 死亡野鳥等インフルエンザ検査

環境省マニュアル（「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」）に基づき、県環境森林事務所が回収した死亡野鳥等について、インフルエンザ簡易検査を実施し、検査後の検体を指定の検査機関へ送付した。（検査期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31）

県北家畜保健衛生所管内：7件 10羽（うち、2羽は検査機関にてHPAI陽性）

3 特定家畜伝染病発生に備えた適正な埋却地確保への取組

県北家畜保健衛生所
橋本早奈恵、片野優子

はじめに

埋却地予定地の確保は、特定家畜伝染病発生時の防疫措置の早期完了、まん延防止のために必須であり、これまでも管内農場責任者に対して埋却予定地の事前確保について継続的に指導してきた。

管内の多くの農場は、これまで自ら埋却予定地を確保してきたが、近年、他県で豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）発生の際に、埋却予定地確保が難航し防疫作業に多大な影響を与えた事例が報告されている。本県2例目の豚熱発生（国内67例目）においても、農場が用意していた埋却予定地が農場所在地とは異なる市町にあることで、観光地である埋却予定市町から理解を得られず、使用不可となる想定外の問題が生じた。急遽、農場の隣地に土地を確保し、埋却作業を行うことができたが、埋却作業の滞りは防疫作業の進行に大きな影響を与えることが浮き彫りとなり、埋却予定地確保に留まらずその適地性まで事前に確認を行うことの重要性が認識された。

これらのことを受け、特定家畜伝染病発生時に即時使用可能な土地を確保することを優先課題と位置づけ、養豚場及び養鶏場に対して埋却予定地の適地性調査及び改善指導を実施したので、その概要を報告する。

埋却予定地の適地性調査

1 調査対象及び期間

管内の大中規模養豚場44農場、1万羽以上飼養の養鶏場7農場の合計51農場を対象とし、令和3（2021）年6月から7月にかけて、これまでの判断項目を見直し、新たな視点を加えた強化基準を含む適正な判断基準を県独自に作成し、埋却予定地に課題のある農場を再検証した。さらに、課題のある農場に対して、8月から10月にかけて現地調査を実施した（図1）。

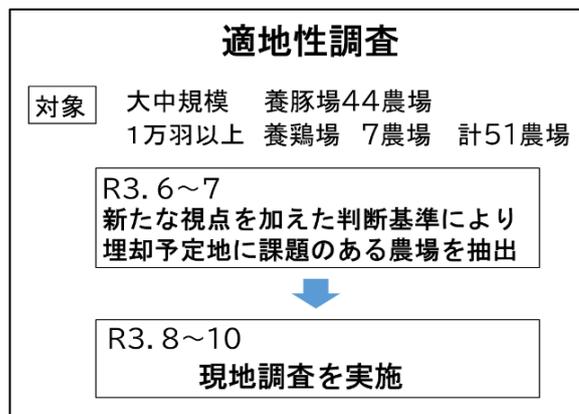


図1 適地性調査の概要

2 適正な埋却地の判断基準

県内の豚熱発生事例を踏まえて、関係機関・関係団体の助言をもとに、埋却予定地の判断基準を定め、条件を満たしている埋却予定地を適正な埋却地とした（図2）。なお、最終判断にあたってはこれまで調査してきた標準項目（1）に、本県独自に設定した強化項目（2）を追加した。

(1) 標準項目

- ア. 面積、重機進入幅が十分
- イ. 地下水等がなく掘削可能
- ウ. 傾斜地や林地等でない
- エ. 埋却予定地周囲に住宅や河川等がない

(2) 強化項目

- オ. 借地の場合は埋却承諾の契約締結済み
- カ. 農場と同一市町内での確保

図2 適正な埋却地の判断基準

(1) 標準項目

ア 面積及び重機進入幅が十分

必要面積は、飼養衛生管理基準で標準としている、豚：肥育豚0.9㎡/頭、鶏：成鶏0.7㎡/100羽を基準とし、不足するか否かの判断は実際の埋却予定地での掘削可能面積も考慮した上で行った。重機侵入幅は3m以上であること、障害物がないことを十分とした。

イ 地下水等がなく掘削可能

埋却溝の深さは4mを基準とし、水源に近接しないことを条件とした。なお、地下水位については、過去のボーリングデータ等も参考にした。

ウ 傾斜地や林地等でない

高低差が大きい、土砂崩れの恐れがある、整地や伐採に時間を要する等の問題がある土地は不可とした。

エ 埋却予定地周囲に住宅や河川等がない

埋却後の流入等を避けるため、近年の異常気象による災害を想定したハザードマップを利用し判断した。

(2) 強化項目

- オ 借地の場合は、特定家畜伝染病発生時の埋却承諾について契約締結済み

カ 農場と同一市町内での確保

農場と同一市町であっても、農場外に埋却予定地が確保されている場合には、距離や最短ルート、ルート周辺の畜産農家の有無により総合的に判断した。

また、県内豚熱発生時の防疫措置の経験から、汚染物品や堆肥の埋却、重機作業場所の動線及び安全性の確保等も考慮すると必要面積の1.2倍以上の面積が望ましいことから余裕を持った土地の確保を推奨し、上記条件と合わせて農場へ指導を行った。

3 課題のある埋却予定地の再検証結果

先述の判断基準をもとに、過去の農場立ち入り時の農場主への聞き取り、過去の現地確認の内容、定期報告書の報告内容等も交え、あらゆる角度から、埋却予定地に課題がある農場の抽出を行った。その結果、大中規模養豚場44農場のうち25農場、1万羽以上飼養の養鶏場7農場のうち2農場が課題ありとなった。抽出された課題についてより詳細な検討を行うため、この27農場に対し現地調査を実施した。

4 現地調査

これまで、埋却予定地の現地確認は家畜保健衛生所（以下、家保）職員のみで実施していたが、今回の現地調査には特定家畜伝染病発生時に共に防疫作業にあたることとなる農業振興事務所（以下、農振）、市町の職員及び実際に埋却作業を行う栃木県建設業協会（以下、建設業協会）も参加し、農場責任者の立ち会いのもと調査を実施した。

この調査では、重機進入幅（図3）や井戸の水位測定（図4）等を実施し、土質や土地

の起伏等について、実際に現地を確認しながら掘削可能であることの確認を、各農場半日から1日かけて細やかに行った。また、ドローンによる農場周囲地形の多角的な撮影(図5)を行い、埋却するにあたり問題となるような住宅や河川等の農場周囲環境の確認も実施した。埋却に必要な面積や埋却溝の本数、重機の進入経路や作業動線については、予め作成した各農場の防疫作業計画を基に検討した。

この現地調査で得た様々な情報を家保、農振、市町、建設業協会で協議し、埋却地として即時使用可能か総合的に判断した。



図3 重機進入幅の測定



図4 井戸水位の測定



図5 ドローンによる農場周囲地形の撮影

5 調査結果

養豚場25農場、養鶏場2農場における現地調査の結果、養豚場7農場が不適となり、そのうち5農場が大規模養豚場、2農場が中規模養豚場であった(表1)。

表1 埋却予定地に課題ありと判断した農場

農場名	飼養形態	頭数	課題
A	一貫	18,200	土地に大きな起伏あり
B	一貫	2,600	林地
C	肥育	3,000	面積不足
D	一貫	5,300	湿地
E	一貫	1,100	農場とは別の市町に確保
F	一貫	54,000	一部林地、一部借地
G	繁殖	4,000	農地法による土地取得制限

改善指導

適地性調査で埋却予定地に課題ありとなった7農場について、以下のとおり改善指導を実施した。

A農場(18,200頭飼養 大規模一貫農場)

農場が用意した埋却予定地は25,000㎡あり十分な面積を有するものの、現地調査時は土地全体が複数の丘状地形であった(図6)。土質に問題はなかったが、起伏が大きく高低差は10m以上あった。埋却地として利用するためには、土を搬出し地形を平らにする必要があるため即時使用は不可と判断し、この農

場に対して、土の搬出と整地を指導した。25,000 m²に積み上がった土の搬出及び整地には数か月の時間を要したが、農場への定期的な進捗の確認及び複数回にわたる現地確認等の改善指導を実施した結果、必要面積の整地が完了した（図7）。



図6 A 農場改善前



図7 A 農場改善後

B 農場（2,600頭飼養 中規模一貫農場）

埋却予定地の確保面積は10,000 m²と十分であったが、全てが林地だった（図8）。木が密集して生えており伐採に時間を要すること、土地に傾斜があることから即時使用は不可と判断した。

市町により伐採可能な土地であることを確認した上で、現地調査から約2か月後に伐採を開始した。伐採後の整地については、家保と建設業協会が定期的に現地確認を実施し、

助言・指導を行った。伐採開始から約1か月後に、必要面積3,000 m²について抜根、整地を完了した（図9）。



図8 B 農場改善前



図9 B 農場改善後

C 農場（3,000頭飼養 大規模肥育農場）

埋却予定地の必要面積が2,700 m²のところ、確保分は1,500 m²のみであり1,200 m²不足していた。

不足分について追加確保を指導し、市町に用地取得の協力を依頼した。複数の土地所有者との交渉を経て、農場から約500m離れた2,500 m²の土地を借地契約し、確保済みの1,500 m²と合わせて4,000 m²の十分な面積を

確保した。なお、この借地契約の際には、契約書に特定家畜伝染病発生の際の埋却地としての利用についても記載がされており、所有者の承諾を得られている。

D 農場（5,300頭飼養 大規模一貫農場）

現地調査を行った結果、埋却予定地は湿地となっており、掘削深度を十分に取れないことから不適と判断した。

土壌改良等での対応も検討したが困難であったことから、他の土地を確保することとした。用地取得交渉の末、土地所有者から埋却への承諾も得た上で、借地契約を締結した。

E 農場（1,100頭飼養 中規模一貫農場）

埋却予定地は確保されていたが、農場とは別の市町であったため不適と判断した。

新たな埋却予定地確保のため、農場近隣の土地所有者と交渉を行うと同時に、緊急時には豚舎間での埋却作業を行うことも想定し、防疫作業計画を再考した。

用地取得交渉の最中、令和4年3月に当該農場で県内3例目となる豚熱が発生し、豚舎間の土地を利用して対応することとなった。予め作成していた埋却素案に基づき、農場内に合計9本の埋却溝を順次掘削した(図10)。堆肥の一部については封じ込め措置を行ったが、豚体及び汚染物品については滞りなく埋却を完了した。



図10 E農場での豚舎間埋却の様子

F 農場（54,000頭飼養 大規模一貫農場）

埋却予定地の面積は十分であったが、一部が林地、一部埋却の承諾を得ていない借地であったため、伐採と承諾の交渉が必要と判断した。

林地については伐採・整地の実施を指導し、借地については埋却の了承を得るように指導した。しかし、土地所有者からの同意を得られず、農場敷地内の土地を整地して新たな埋却予定地としたことで確保完了とした。

G 農場（4,000頭飼養 大規模繁殖農場）

現地調査の際は、農場近隣の農地を埋却予定地として取得することを検討している最中だった。しかし、土地所有者に購入の了承は得ているものの、農地転用に係る適性要件の問題から農業委員会の承認がおりず土地取得に難航しており、不適とした。

農振から助言を貰い、この農地取得のための条件を含めた複数の埋却予定地確保案を農場に提案した。農場で検討を重ね、最終的に

農地所有適格法人となることで農業委員会の許可を得て、農地の確保を達成するに至った。なお、この改善指導は令和4年の農地法改正前に実施したものであり、現在では農地を埋却地予定地として事前確保し易い状況となっている。

結果

令和3年6月から埋却予定地の適地性調査を開始し、令和4年10月に全農場での適正な埋却地の確保が完了した（図11）。

調査・改善指導の経過				
R3			R4	
4月	6~7月	8~10月	3月	10月
豚熱発生 (県内1,2例目)	適地性調査 課題抽出	現地調査		
	改善指導 → 改善完了			
埋却地確保済 農場数の推移	豚	37 / 44	42 / 44	44 / 44
	鶏	全て確保済み		

図11 現地調査及び改善指導の経過

令和4年7月に県内4例目、国内83例目の豚熱が発生したF農場は、改善指導により発生前の同年2月に埋却地の確保が完了していた。約54,000頭を飼養するこれまでの国内の豚熱発生農場として最大規模であり、長期に及ぶ防疫作業となった。飼養頭数が多く、かつ酷暑の中での作業だったが、事前確保により埋却作業に関しては滞りなく進行し、約2か月間で防疫措置は完了した。適正な埋却地確保がなされていなかった場合、防疫作業のさらなる混迷化が想定された事例であった。

まとめ

令和3年4月に発生した県内2例目の豚熱では、事前確保していた埋却予定地が急遽使用不可能となり、新たな土地の確保に時間を要した。その経験から、適正な埋却地の事前確保の重要性を再確認し、管内の大中規模養豚場44農場及び1万羽以上飼養の養鶏場7農場において埋却予定地の適地性調査を行った。

課題の抽出により不適となった養豚場25農場及び養鶏場2農場について実施した現地調査は、家保のみでなく農振、市町、建設業協会、農場責任者が協力して行った。各関係機関及び団体が連携・協力することにより埋却予定地の実践的な検証を行うことができ、問題点がより明確になった。特に、実際に埋却作業にあたる建設業協会の専門的な指摘は、適不適の判断において、農場主の理解を得る一助となった。

面積不足と判断した農場には、豚舎間埋却を検討することを伝えた上で、改善指導を実施した。指導では、各農場の現状に沿った助言・提案を積極的に実施し、令和4年10月に全農場での適正な埋却地の確保が完了した。中には、完了するまで約1年間と長期にわたる現地確認などの進捗管理を要する農場もあった。特に、新たな土地の確保が必要な場合には、土地所有者との交渉に時間を要することから、家保は、市町などの助言を交え根気強く指導を行った。

今後の課題

現在、県内では豚熱陽性の野生イノシシが年間を通して確認されており、養豚場へのウイルス侵入リスクは依然として高い状況にある。HPAIについても、県内でHPAIに感染し

た野鳥が複数例確認されている中、令和4年度の国内発生は過去最多の発生となっており、来年以降も国内での発生が懸念されている。

今回、埋却予定地の適地性調査により管内の養豚場及び養鶏場について適正な埋却地の確保に至ったが、豚熱及びHPAI発生に備え確保済みの埋却地の適地性を維持できるように定期的な指導・確認を行っていく必要がある。また、豚熱発生の経験から、発生後の早期経営再開も考慮した余裕を持った埋却予定地（必要面積の2倍以上）の事前確保や、埋却地の使用面積を縮小するために堆肥のペレット化等についても引き続き、農場へ推奨していきたい。

さらに、アジア圏では口蹄疫の散発的な発生が見られており、新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴う観光客増加により、国内への口蹄疫の侵入リスクは高まっている。管内には牛飼養農場が多く、大規模化が進んでいることから、大規模牛飼養農場38農場についても、埋却予定地の適地性調査等を含めた指導を実施し、まん延防止対策の啓発に努めていきたい。

参考文献

- 1) 栃木県農政部：栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル（第五版）（令和4年2月制定）
- 2) 家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項（家畜伝染病予防法施行規則第30条及び第33条の4関係）（令和2年2月26日付け消安第5374号農林水産省消費・安全局長通知）
- 3) 農林水産省ホームページ：農地転用許可制度について

https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/nouchi_tenyo.html

- 4) 農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html#3>

- 5) 農林水産省ホームページ：ペレット堆肥の広域流通に向けて

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/pellet_kouiki.html

〈参考資料〉

・管内における監視伝染病発生状況（令和4年度）

1 家畜伝染病（家畜伝染病予防法第2条）

病名	戸数	頭羽数	市町名
ヨーネ病	2	8	那須塩原市
豚熱	1	4	那須烏山市

2 届出伝染病（家畜伝染病予防法第4条）

病名	戸数	頭羽数	市町名
牛ウイルス性下痢	3	5	大田原市、那須塩原市
牛伝染性リンパ腫	78	103	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町（と畜場摘発含む）
サルモネラ症(牛)	1	7	那珂川町
豚丹毒	1	7	那須町(と畜場摘発)
サルモネラ症(豚)	2	5	那須町、那須塩原市
伝染性喉頭気管炎	1	3	那須塩原市

・死亡牛BSE検査実施状況

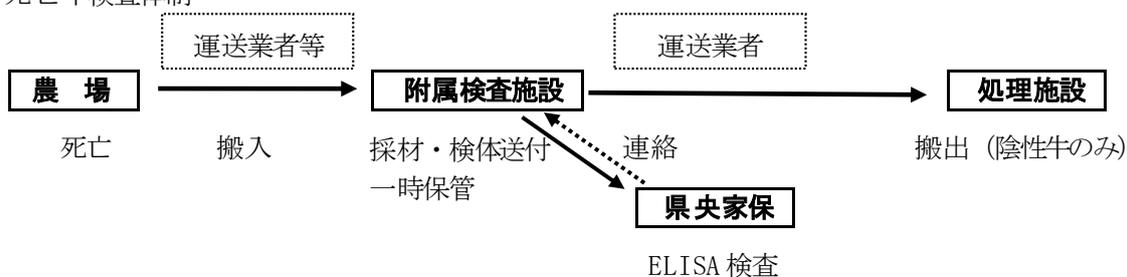
1 令和4年度月別搬入状況

月	搬入頭数
4	31
5	29
6	23
7	37
8	42
9	41
10	32
11	30
12	35
1	46
2	49
3	50
計	445

2 年度別搬入頭数

年度	搬入頭数
H15	4,799
H16	4,348
H17	4,193
H18	3,941
H19	3,604
H20	3,845
H21	3,966
H22	4,597
H23	5,041
H24	4,500
H25	4,299
H26	3,650
H27	2,280
H28	2,354
H29	2,364
H30	2,595
R1	639
R2	567
R3	507
R4	445
計	62,534

3 死亡牛検査体制



・管内の年別監視伝染病発生状況(過去10年間)

1 家畜伝染病

(戸/頭羽群数)

病名	畜種	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ブルセラ病	牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
結核病	牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨーネ病	牛	4/7	-	2/2	4/7	7/10	1/1	4/8	3/7	3/13	2/8
馬伝染性貧血	馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚熱	豚	-	-	-	-	-	-	-	-	3/10	1/4
ニューカッスル病	鶏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
腐蛆病	蜜蜂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2 届出伝染病

(戸/頭羽群数)

病名	畜種	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
牛ウイルス性下痢	牛	5/8	6/6	1/1	2/2	5/7	3/4	6/29	6/13	5/13	3/5
牛伝染性鼻気管炎	牛	1/3	2/6	2/4	-	-	-	1/6	-	1/1	-
牛伝染性リンパ腫	牛	57/68	69/85	90/11	60/77	100/15	106/156	76/116	61/76	81/104	78/103
破傷風	牛	-	-	1/1	1/1	-	-	-	-	-	-
気種痘	牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症	牛	3/8	1/1	-	1/8	1/2	4/11	3/20	1/1	-	1/7
牛丘疹性口炎	牛	-	-	-	1/1	-	-	-	-	-	-
馬インフルエンザ	馬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルモネラ症	豚	2/2	1/1	1/1	1/1	-	-	-	-	1/2	2/5
オーエスキー病	豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伝染性胃腸炎	豚	-	1/3	-	-	-	-	-	-	-	-
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚流行性下痢	豚	-	14/46	2/5	-	1/5	1/5	-	-	-	-
豚丹毒	豚	1/3	1/2	7/20	3/3	1/2	1/2	6/8	3/6	2/8	1/1
豚赤痢	豚	-	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-
マレック病	鶏	1/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-

伝染性気管支炎	鶏	-	-	1//10	-	-	-	-	-	-	-
伝染性喉頭気管炎	鶏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1/3
ロイコチトゾーン病	鶏	-	1/1	2/42	1/22	-	-	-	-	2/64	-
バロア病	蜜蜂	-	-	-	-	1/1	1/1	-	-	-	-
アカリダニ症	蜜蜂	-	-	-	1/1	1/2	2/2	1/1	1/1	-	-
鶏痘	鶏	-	-	-	-	-	1/21	-	-	-	-
兎出血病	兎	-	-	-	-	-	-	-	1/4	-	-

- : 摘発事例なし

・管内市町別家畜飼養戸数、飼養頭羽数

* 数値は家畜伝染病予防法第12条の4第1項に基づく報告（R4.2.1現）による。

1 家畜飼養戸数

(単位：戸)

畜種 市町	乳用牛	肉用牛	馬	豚	鶏	
					採卵鶏	肉用鶏
大田原市	54 (1)	128 (3)	4	5 (3)	17 (1)	1
那須塩原市	241 (13)	109 (1)	12	16 (7)	15 (1)	0
那須烏山市	23	29 (8)	3	6 (3)	10	0
那須町	71 (4)	149 (8)	12	19 (13)	11	1
那珂川町	14	24	2	10	3	6
管内計	403 (18)	439 (20)	33	56 (26)	56 (2)	8
栃木県	584 (21)	769 (38)	81	148 (39)	242 (11)	21

()：家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第8号に規定される頭羽数以上を飼養する農場(大規模農場)

2 家畜飼養頭羽数

(単位：頭、羽)

畜種 市町	乳用牛	肉用牛	馬	豚	鶏	
					採卵鶏	肉用鶏
大田原市	4,049	10,337	23	28,128	704,394	27,017
那須塩原市	25,903	11,997	248	40,631	1,754,855	2,700
那須烏山市	2,083	9,667	25	69,838	3,549	30
那須町	8,455	12,242	84	88,692	26,186	80
那珂川町	957	1,286	6	3,772	1,373	54,984
管内計	41,447	45,529	386	231,061	2,490,357	84,811
栃木県	56,016	84,916	1,094	368,318	6,638,790	370,584

x:個人情報保護のため公表しないもの。

3 栃木県の家畜飼養頭羽数の推移 (畜産統計から)

(単位：頭、羽)

畜種 年	乳用牛	肉用牛	馬	豚	採卵鶏	肉用鶏
平成 2年	66,900	103,720		307,330	4,054,000	906,000
7年	64,100	103,900		303,500	4,439,000	626,000
12年	60,700	105,200		319,600	4,393,000	497,000
17年	58,300	98,100		336,500	4,256,000	376,000
23年	53,000	94,200	951	391,100	3,945,000	
24年	53,000	92,900	952	385,300	3,926,000	
25年	53,500	91,800	984	395,900	4,098,000	
26年	52,900	87,900	951	393,200	4,099,000	
27年	53,500	82,700	922	315,297	2,693,000	
28年	52,800	81,200		394,600	3,505,000	
29年	52,100	82,200		399,200	4,620,000	
30年	51,900	81,500		403,400	5,164,000	
令和 1年	51,900	79,600		406,000	6,196,000	
令和 2年	52,100	79,800			4,625,000	
令和 3年	53,100	82,400		427,300	5,898,000	
令和 4年	54,800	84,400		356,200	6,110,000	

(空欄部は、畜産統計に記載なし)

・管内動物用医薬品製造業・販売業等許可状況

(令和5年3月末)

[動物用医薬品販売業]

区分	店舗販売業	卸売販売業	特例店舗販売業	再生医療等製品販売業
店舗数	2	1	56	1

[動物用医薬品等製造業等]

区分	製造業	製造販売業
動物用医薬品	2	0
動物用体外診断用医薬品	1	0
動物用医薬部外品	1	0
動物用医療機器	4	0
動物用再生医療等製品	0	0

[動物用医療機器販売業等]

区分	販売業	貸与業	修理業
動物用高度管理医療機器	0	0	—
動物用管理医療機器	4	1	—
動物用医療機器	—	—	—

・管内飼育動物診療施設開設状況

(令和5年3月末)

区分	大動物	小動物	計
県	2	0	2
農協・酪農協	1	0	1
法人	34	9	44
個人	31	18	49
計	68	27	95

・管内家畜人工授精所開設状況

(令和5年3月末)

家畜・業務の区分 ※	1, 5	2, 5	1, 2, 4, 5	2, 3, 4, 5	1, 2, 3, 4, 5	5	計
牛	—	8	—	5	1	85	99
豚	2	—	—	—	—	—	2
馬	—	—	—	—	1	1	2

めん羊	—	—	1	—	1	—	2
山羊	—	—	1	—	1	—	2

- ※ 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

・家畜の主な伝染性疾病

1 家畜伝染病（予防法第2条関係）

家畜伝染病予防法では家畜伝染病が28疾病指定されているが、主な疾病の概要は下表のとおり。

病名	家畜の種類	病原	予後	症状等
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚 など	ウイルス	罹患率が高いが、死亡率は低い。経済的被害大	鼻、口部の粘膜、蹄周縁部の皮膚などに重篤な水疱性病変を生じる急性伝染病。日本では2000年に宮崎県及び北海道で92年ぶりに4例の発生。2010年には宮崎県において292例の発生があった。
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚 など	ウイルス	症状等を参照	日本脳炎、西部馬脳炎、ベネズエラ馬脳炎等脳炎を起こすアルボウイルスによる感染症の総称。日本では現在日本脳炎のみが見られ、馬では死亡・予後不良、豚では死産・無精子症等を発現する。
ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚 など	細菌	不定	流産が主徴。人にも感染する。日本では2010年に2頭発生、本県では1971年以降発生なし。
結核	牛、山羊など	細菌	不定	主に肺、リンパ節に進行性の結節病変を形成。本県では、1975年以降発生なし。
ヨーネ病	牛、めん羊、山羊 など	細菌	不良	まん性・頑固な水様性下痢、消瘦、貧血。近年、全国的に増加し、本県でも散発的に発生
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊 など	プリオン	不良	行動異常、運動失調、興奮状態、搔痒感等。日本では2001年から散発（牛：牛海綿状脳症(BSE)、国内ではこれまでに36例発生。2013年5月OIEにより「無視できるリスクの国」の認定）、めん羊：スクレイピー)
馬伝染性貧血	馬	ウイルス	不定	特有の回帰熱、発熱に伴う貧血。慢性の経過をとり生涯治癒しない。日本では1993年以降感染はなかったが、2011年3月に宮崎県の在来種で感染が確認。本県では1980年以降発生なし。
豚熱	豚など	ウイルス	極めて不良	急性熱性伝染病。伝染性が極めて強く、症状は重篤で致死率も非常に高い。日本では1991年以降、発生が確認させていなかったが、2018年9月、26年振りに国内発生し、2020年3月末までに58例の発生あり。

病名	家畜の種類	病原	予後	症状等
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら など	ウイルス	死亡率高い	鳥インフルエンザのうち、H5 及び H7 亜型の A 型鳥インフルエンザウイルスの感染によるもの又はその他の型のウイルスによるもので、急性で感染率・致死率の高いものをいう。肉冠のチアノーゼ、顔面浮腫、鼻汁、神経症状。日本では 2004 年に 79 年ぶりに発生し、以降頻発。2010-2011 年の大流行後、2014-2015 年、2016-2017 年に発生。2020 年以降は毎年流行し、社会的に大きな影響を及ぼしている。2021 年 3 月には、本県初の発生があった。
低病原性鳥インフルエンザ				鳥インフルエンザのうち、H5 及び H7 亜型のウイルスによるものをいう。伝染力は強いが殆ど臨床症状は示さないため発見が遅れる恐れがあり、海外では高病原性に変異した事例が確認されている。国内では、2005 年に茨城県及び埼玉県の鶏、2009 年に愛知県のうずらで確認
ニューカッスル病（低病原性は届出伝染病）	鶏、あひる、うずら など	ウイルス	死亡率高い	体温上昇、元気食欲なく、緑色下痢便、呼吸器症状を呈す。本県では、1986 年以降発生なし。ワクチンにより防御する。
家きんサルモネラ感染症（特定の病原体によるものに限る）	鶏、あひる、うずら など	細菌	雛の高死亡率	ひな白痢は、羽毛逆立、元気消失、灰白色下痢便。耐過した場合、発育不良、保菌鶏となる。鶏チフスは、育成鶏、成鶏に多発し産卵率低下。本県では、1984 年以降発生なし。
腐蛆病	蜜蜂	細菌	不良	アメリカ腐蛆病、巣房の蓋が湿気を帯び陥凹し蜂児が死亡。本県では施設園芸用を中心に散発的に発生。ヨーロッパ腐蛆病では無蓋蜂児が死亡。死亡蜂児は粘ちょう性はなく、発酵臭、酸臭を呈する。

※ 疾病により、政令でその他の家畜（水牛、しか、いのしし、七面鳥）が指定されている。

2 届出伝染病（予防法第 4 条関係）

家畜伝染病予防法では届出伝染病が 71 疾病指定されているが、主な疾病の概要は下表のとおり。

病名	家畜の種類	病原	予後	症状等
ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、山羊	ウイルス	不定、牛では良性	発熱、異常産、口腔粘膜の潰瘍等。吸血昆虫が媒介。本県で牛、めん羊で過去に発生あり。
アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊	ウイルス	不定	早産・流産・死産、子牛の体型異常、大脳欠損。吸血昆虫が媒介。本県で発生あり。ワクチンで予防
チュウザン病	牛、水牛、山羊	ウイルス	不定	異常産（大脳・小脳欠損）。吸血昆虫が媒介。本県は発生なし。
牛ウイルス性下痢（BVD）	牛、水牛	ウイルス	不定、粘膜病は不良	発熱、発咳、流涎、下痢、流産（奇形）。胎児感染し免疫寛容になった牛（持続感染牛）は、ウイルスを生涯保有・排泄し感染源となる。常在している状況
牛伝染性鼻気管炎（IBR）	牛、水牛	ウイルス	致死率 3～10%	発熱、発咳、鼻汁漏出、流涎等。常在。ワクチンで予防
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛	ウイルス	不定	削瘦、眼球突出、全身リンパ節の腫大等。発症は少ない。常在している状況

病名	家畜の種類	病原	予後	症状等
アノウイルス感染症	牛、水牛	ウイルス	不良	妊娠牛が本ウイルスに感染すると、子牛に小脳形成不全。吸血昆虫が媒介。本県は発生なし。
イバラキ病	牛、水牛	ウイルス	一般に不良	嚥下障害を主徴とする急性熱性伝染病。吸血昆虫が媒介。本県は発生なし。
牛流行熱	牛、水牛	ウイルス	一般に良性	急性熱性伝染病。吸血昆虫が媒介。本県は発生なし。
サルモネラ症 (特定の病原体によるものに限る。)	牛、水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うずら	細菌	不定、慢性経過もある	敗血症、衰弱、下痢等。食中毒の問題も大きい。常在菌 (サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム、サルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。)
ネオスポラ症	牛、水牛	原虫	神経症の子牛は不良	流産、死産。常在。犬が関与
馬インフルエンザ	馬	ウイルス	経過日数は2～3週、重症の場合は1～6月	発熱、発咳、鼻汁漏出、流涙。2007年に36年ぶりに全国的に発生(管内では2007年8月に発生)。ワクチンで予防
馬伝染性子宮炎	馬	細菌	10～14日	陰門部から粘稠性に富む灰白色の滲出液を多量に排出。国内は清浄化
馬パラチフス	馬	細菌	生後間もない子馬では不良	流産、子馬の関節炎、腱鞘炎等。日本では、1998年、1999年、2003年、2004年、2009年に発生あり。
トキソプラズマ症	めん羊、山羊、豚、いのしし	原虫	多くは慢性	発熱、チアノーゼ、腹式呼吸。常在。ネコが関与
オーエスキー病(AD)	豚、いのしし	ウイルス	若齢豚ほど不良	新生豚では神経症状を呈し高率に死亡。成豚では殆ど無症状で耐過。妊娠豚では異常産。感染耐過豚は、潜伏感染し感染源となる。本県では2017年3月に清浄化
豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)	豚、いのしし	ウイルス	1～8週、子豚は不良	繁殖障害、呼吸器障害。免疫抑制により他の疾病の引き金となる。常在している状況
豚流行性下痢(PED)	豚、いのしし	ウイルス	ほ乳豚は高率死亡、成豚は良	年齢に関係ない激しい水様性下痢。2013年10月、国内で7年ぶりに発生、2014年をピークに全国的に大流行。本県では、2014年に22例、その後も毎年散発的に発生し、2017年3月までに計28例の確認
豚丹毒	豚、いのしし	細菌	敗血症型は高死亡率	敗血症型、蕁麻疹型、心内膜炎型、関節炎型がある。常在。と場発見による廃棄が多い。
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、うずら	ウイルス	—	呼吸器症状、産卵低下。高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外のものをいう。
鳥マイコプラズマ症	鶏、七面鳥	マイコプラズマ	致死率10%	呼吸器症状又は関節炎。不顕性感染も多いが、発育不良や他の病気との混合感染で重症化し経済的被害大。常在菌

3 その他の伝染性疾病

- 牛コロナウイルス病
下痢を主徴とする。子牛では常在化の傾向があり、成牛では舎飼の搾乳牛で冬季に好発する。
- 牛ロタウイルス病
下痢を主徴とする。寒冷期に、新生子牛に好発する。成牛にもまれに発生する。

- 牛RSウイルス病
呼吸器症状を主徴とする。頭部、頸部、背部に皮下気腫が認められることがある。寒冷期に、年齢に関係なく発生する。
- 牛パスツレラ（マンヘミア）症
細菌による呼吸器症状を呈する疾病。飼育環境・気候の急変、長距離輸送等のストレス感作があったときに発生が多い。
- 牛大腸菌症
出生直後～2週齢ころに好発する下痢を主徴とする病気で、ときに急死する。
- クリプトスポリジウム症（牛）
原虫による水様下痢を呈する病気。幼若個体に好発する。
- 小型ピロプラズマ症（牛）
放牧牛において多く発生し貧血を呈する原虫病。家畜伝染病に指定されている疾病とは病原体が異なる。
- 牛コクシジウム症
原虫による下痢、血便を呈する病気で、幼若個体に好発する。
- 牛肺虫症
寄生虫（線虫）による発咳を主徴とする疾病で、主に夏季放牧牛で発生する。
- 馬ロタウイルス病
1～3か月齢の子馬に流行する水様性下痢
- 豚ロタウイルス病
離乳期前後に多発する水様下痢。発病率が高いが致死率は低い。
- 離乳後多臓器性発育不良症候群（豚）
ウイルスが関与して起こり、2～3か月齢離乳子豚が発育停滞あるいは消瘦する病気。いわゆるヒネ豚の原因となる。
- 豚増殖性腸炎
細菌により回腸粘膜が肥厚し、タール様血便、貧血を呈する肥育豚や種豚の病気
- 豚胸膜肺炎
細菌により発熱、呼吸困難、神経症状を呈する病気で、4～5か月齢の豚に好発する。甚急性例では24時間以内、急性例では2～4日で死亡する。
- ヘモフィルス・パラスイス感染症（グレーサー病）
発熱、嘔吐、神経症状、関節炎等を呈する病気で、5～8週齢の子豚に好発する。
- 豚大腸菌症
1～3週齢の子豚に好発する下痢。敗血症死する場合もある。
- 豚レンサ球菌症
レンサ球菌により発生する病気で、髄膜炎型、敗血症型、多発性関節炎型、心内膜炎型、頸部膿瘍型がある。
- 鶏コクシジウム症
原虫による病気で、血便、下痢便、肉様便を主徴とする。幼弱雛に好発する。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

毎月第3日曜日は
ふれあい育む

